東京製薬工組合へ入つて共に戦かふべきではありませんか
室生私達わたしのホントウの利益のためであります

六月三十日　東京製薬工組合

別記第二號

森永従業員諸君に告ぐ

今度会社で申渡した七名の解雇に付て諸君を代表して種々交渉を続けて見ましたが重役会議の結果各工場長に一任してこの問題を解決する事になりました。今度の解雇者四名の復職は困るけれ共其他の具体的要求を提出して呉れ、然し之れに付し考へて見るといつて居ります。私達は諸君を代表して右要求を提出するため委員に依つて種々協議した結果私達は最も必要に迫まられて居る左の条項を提出することに定りました

要求条項

一、勤続手当の制定　三ケ月以上は三十日分　三ケ年以上は一ケ年を増毎二十日分
一、解雇手当は収入の三ケ月分を支給すること
一、受取賃金は現在の二割を増額し最低限度を決定すること
一、此項の制定は職工側全部を代表する者で協定すること
一、共済会の役員は職工側の代表者にすること

七月二日

東京製薬工組合

別記第一號

従業員ノ心得

第一条　当社ノ従業員ハ社ノ内外ヲ問ハズ常ニ品行ヲ慎ミ礼儀ヲ正シクシ誠
実ニ其ノ業務ニ従事スベシ
第二条　会社ノ規則命令ヲ遵守シ就業中過失ナキ様常ニ心懸クベシ
第三条　各自衛生ヲ重ジ身体ノ清潔ニシ頭髪ヲ調ヘ汚損シタル衣服ヲ
着用スベカラズ
第四条　就業ノ際ハ設備セル場所ニ於テ毎時必ズ手ヲ洗ヒ消毒スベシ
第五条　疾病ニ罹リタル時ハ直ニ会社嘱託医ノ治療ヲ受クベシ仮令軽微ナ
リト雖モ[illegible]ノ者ハ全癒マデノ出勤ヲ停止スベシ
第六条　会社ノ承認ナク秩序ヲ害シ規律作用ニ服従セズ又ハ風紀ヲ紊ルガ如キ
行為アル時ハ解雇スルコトアルベシ
第七条　長上ノ正当ナル命令ハ絶対ニ之ニ服従スベシ
第八条　会社内ニテ組合及団体ヲ組織シ又ハ会社外ノ組合及団体ニ加入ノ場合ハ会社
ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス
第九条　相互間ニ金銭物品ノ貸借ヲ為スベカラズ
第十条　会社ノ物品ハ多少ニ不拘何一ツタリトモ私シ又ハ外部ニ持出スベカラズ
之ヲ犯シタルトキハ直チニ解雇スベシ
第十一条　会社ノ器具機械其他電灯水道ノ使用保存ニ就テ浪費又ハ毀損セザル
様注意スベシ
第十二条　火気ノ用心ハ最モ大切ナル事故常ニ十分ノ注意ヲ払フベシ
第十三条　就業中ハ喫煙ヲ禁ズ若シ之ヲ犯シタル時ハ相当ノ處分ヲ受クベシ
第十四条　出勤時刻ハ就業時刻ノ十五分前トス
第十五条　勤怠簿ハ紛失汚損セザル様大切ニ取扱ヒ毎朝必ズ持参スベシ書入